

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略) <u>平成24年 3月16日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この改正は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>2. 改正後の第 6 条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めるときは 1 年以上)」の規定は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p><u>2. 改正後の第 6 条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めるときは 1 年以上)」の規定は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この改正は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>2. 改正後の第 6 条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めるときは 1 年以上)」の規定は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。</p>	